

日・ペルー投資協定 のポイント

1. 投資保護の内容に加え、自由化要素を含む。
（投資許可後に限らず）許可段階から内国民待遇及び最恵国待遇を原則供与、投資阻害要因となる特定措置の履行要求の禁止、公正・衡平待遇、投資財産の収用と補償の原則、争乱時の補償、送金の自由等を規定。
2. 手続等の透明性、腐敗行為防止に係る規定等投資円滑化に資する要素を規定。
3. 投資の紛争解決のルールを規定。
4. 「投資環境改善小委員会」設置：投資協定初の試み。
ペルーの投資環境の改善のためには、官民合同の対話メカニズムによる問題の対処も効果的と考えられる。
そのため、「合同委員会」の下部機関として「投資環境改善小委員会」を設置することとした。
これにより、協定の範囲内で、投資環境の改善に係る情報交換・討議を行うことが可能。（両締約国の同意により、民間部門との共同開催も可能。）